

- 四、小蒸汽船乗組員の請手當を本給への繰入
- 五、健全なる団体協約の履行

▽解 決△

覚 書

昭和七年十二月十九日神戸水上警察署に於て同署長立會の上日本港  
 務従業員組合聯盟及上組合賃會社の両者會見し解船夫並に小蒸汽船  
 乗組員に關し協定の結果死記覚書を作成し各尾通を取交し保管す

記

- 一、船夫其清善の解船夫支出に係る積立金の残額引之を返還するこ  
 と
- 二、傷病扶助手當内規は別途制定すること
- 三、船夫に關する委員制度の制定は調査の上適當と認むる場合之を  
 設立を存すこと

- 四、  
 こと
- 五、名古屋上組支店に於ける小蒸汽船乗組員に支給する給料は本社  
 と同一のものとす
- 六、海友同志會加入の解船夫にして貨物積載中の受持解を無断にて  
 立去り或は之が為甚敷き損害を會社に與へたる場合又は賭博其  
 他の刑事訴訟に關する事實発見し會社より同志會に對し之が通  
 知をなしたる場合は同志會に於て調査の上適當なる処置を存す  
 こと
- 七、船夫相互間に於ける感情的対立は一切之を根絶し之が善導に努  
 め今後各種の事件は具体的に当務者に於て忌憚なく協議するこ  
 と
- 八、別紙解船夫退職慰勞金規定は昭和七年十二月二十日より実施す
- 九、小蒸汽船乗組員に關するものは會社制定の内規により昭和七年  
 十二月二十日より実施す